

基発0520第2号
職発0520第1号
平成23年5月20日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)
厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律 の一部を改正する法律の施行について

「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律」については、第177回通常国会において、平成23年5月13日に可決成立し、本日平成23年法律第46号として公布され、同年8月1日（国庫負担の暫定措置に関する改正については公布の日、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正については平成24年4月1日）から施行されることとなった。

我が国の雇用失業情勢は、依然として厳しい状況にあり、また、非正規労働者や長期失業者の割合が長期的に上昇する中で、雇用のセーフティネットの充実を図ることが必要となっているところである。

「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律」は、このような状況に対応して、（1）労働者の生活の安定を確保するため、失業等給付における賃金日額の下限額等を引き上げるとともに、（2）失業者の安定した再就職の促進を図るため、就業促進手当の給付額を引き上げる等の見直しを行うほか、（3）雇用保険の財政状況等を勘案し、失業等給付に係る保険料率を引き下げる等の措置を講ずるものである。

その主たる内容は下記のとおりであるので、その趣旨を十分理解の上、その施行に万全を期せられたく、通達する。

記

第1 雇用保険法の一部改正

1 失業等給付の改正

(1) 賃金日額の下限額等の改正

イ 賃金日額の下限額等の変更

賃金日額の下限額を2,320円とし、上限額を受給資格者の年齢に応じ、次の表に掲げる額とするものとしたこと。(雇用保険法第17条第4項関係)

年齢	賃金日額の上限額
60歳以上65歳未満	15,020円
45歳以上60歳未満	15,730円
30歳以上45歳未満	14,300円
30歳未満	12,870円

ロ 次の表に掲げる基本手当の給付率に応じて定められている賃金日額の範囲の額について、受給資格者の年齢に応じて次の表に掲げる額とするものとしたこと。(雇用保険法第16条関係)

年齢	基本手当の給付率	賃金日額
60歳未満	100分の80から 100分の50まで	4,640円以上11,740円以下
60歳以上 65歳未満	100分の80から 100分の45まで	4,640円以上10,570円以下

(2) 就業促進手当の改正

イ 再就職手当について、安定した職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であるものに対して支給するものとし、同内容を規定した暫定措置を廃止したこと。(雇用保険法第56条の3第1項第1号関係及び同法附則第9条の削除)

ロ イの再就職手当の額について、基本手当日額に、支給残日数に相当する額に10分の5(支給残日数が所定給付日数の3分の2以上であるものにあつては、10分の6)を乗じて得た数を乗じて得た額とするものとし、再就職手当の額に係る暫定措置を廃止したこと。(雇用保険法第56条の3第3項関係及び同法附則第9条の削除)

ハ 常用就職支度手当について、安定した職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1未満であるものに対して支給するものとしたこと。(雇用保険法第56条の3第1項第2号関係)

ニ ハの常用就職支度手当の額について、基本手当日額に40を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額とするものとし、同内容を規定した暫定措置を廃

止したこと。(雇用保険法第56条の3第3項関係及び同法附則第9条の削除)

(3) その他所要の改正

高年齢雇用継続給付に係る支給限度額を変更したこと。(雇用保険法第61条関係)

2 国庫負担の暫定措置の廃止時期に関する改正

雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとしたこと。(雇用保険法附則第15条関係)

3 その他

その他所要の規定の整備を行うもの。

第2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

1 雇用保険率の改正

雇用保険率を1000分の17.5(うち失業等給付に係る率1000分の14)(農林水産業及び清酒製造業については1000分の19.5(同1000分の16)、建設業については1000分の20.5(同1000分の16))とするものとしたこと。(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第4項関係)

2 雇用保険率の弾力的変更の範囲の改正

労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の状況による雇用保険率の変更は、1000分の13.5から1000分の21.5まで(農林水産業及び清酒製造業については1000分の15.5から1000分の23.5まで、建設業については1000分の16.5から1000分の24.5まで)の範囲で行うものとしたこと。(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第5項関係)

3 その他

その他所要の規定の整備を行うもの。

第3 その他

1 施行期日

この法律は、平成23年8月1日から施行するものとしたこと。ただし、第1の2については公布の日から、第2については平成24年4月1日から施行するものとしたこと。(附則第1条関係)

(注) 第1の1の(1)の賃金日額の下限額等の改正及び(3)の高年齢雇用継続給付

に係る支給限度額の変更は、平成23年8月1日から施行することとしているが、この法律に規定する額が同日から適用されるものではない点に留意すること。

同日から適用される額は、この法律に規定する額に、雇用保険法第18条第1項の規定に基づく自動的変更を講ずることにより算定される額とするものであること。

なお、当該算定額については、平成23年6月下旬を目途に告示する予定である。

2 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。(附則第2条から第10条まで関係)

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○預金保険法の一部を改正する法律

(四五)

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(四六)

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(四七)

〔政 令〕

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(一四三)

○予防接種法施行令の一部を改正する政令(一四四)

〔省 令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(総務五〇)

〔告 示〕

○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件(経済産業一一六)

〔人事異動〕

法務省 公安調査庁 最高裁判所

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

税理士証券無効・登録まつ消関係

地方公共団体

行旅死亡人、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇預金保険法の一部を改正する法律(法律第四五号)(金融庁)

1 協定後勘定からの繰入れ(附則第二二条の二第三項関係)
協定銀行は、協定後勘定から住専二次損失の処理のために必要な金額を住専勘定に繰り入れることができることとした。

2 住専債権の移転(附則第二二条の二第一項及び第二項関係)
(一) 協定銀行は、住専債権を住専勘定から協定後勘定に移転することができることとした。この場合において、その移転した住専債権の額に相当する金額を協定後勘定から住専勘定に繰り入れることとした。
(二) 協定後勘定に移転した住専債権は破綻金融機関からの譲受債権等とみなして、所要の規定を適用することとした。

3 承継機能協定等
(一) 承継機能協定(附則第一五条の二関係)
(1) 内閣総理大臣は、預金保険機構(以下「機構」という。)に対し、協定銀行(機構の子会社である場合に限る。)に被管理金融機関の業務を引き継がせ、その業務を暫定的に維持継続させることを目的とする協定(以下「承継機能協定」という。)を協定銀行と締結することを指示することができることとした。
(2) 機構は、当該指示を受けた場合には、協定銀行と承継機能協定を締結することとした。また、承継機能協定を締結したときは、その内容を直ちに内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならないこととした。
(3) 承継機能協定は、承継協定銀行が、被管理金融機関から引き継いだ業務に係る経理について、被管理金融機関ごとに、特別の勘定(以下「承継勘定」という。)を設けて整理すること等を含むものでなければならぬこととした。

(4) 承継協定銀行を承継銀行又は協定承継銀行とみなして、所要の規定を適用することとした。

(二) 経営管理の終了等(附則第一五条の三及び第一五条の四関係)
(1) 機構は、承継協定銀行がその業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から二年以内(やむを得ない場合は一年延長可)に、当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部の譲渡等を講ずることにより、当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の経営管理を終えることとした。

(2) 機構は、経営管理の終了期限の延長をしようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないほか、経営管理を終了したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならないこととした。

(3) 再承継金融機関等は、機構が、再承継を援助するため、資金援助(資産の買取り・損害担保等)を行うことを、機構に申し込むことができることとした。
特定回収困難債権の買取り等
(一) 目的(第一一条関係)
この法律の目的に特定回収困難債権の買取りの制度を確立することを加えることとした。

(二) 特定回収困難債権の買取り(第一〇一条の二関係)
(1) 機構は、金融機関が保有する貸付債権又はこれに類する資産のうち、債務者又は保証人が暴力団員であつて貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれること、その他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの(以下「特定回収困難債権」という。)について買取りを行うことができることとした。

第十七条第四項の表中「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に、「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に、「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に、「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改める。

第十九条第四項の表中「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に、「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に、「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に、「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改める。

第三十四条の二中「及び第二百五条第一項」を「第二百五条第一項及び附則第十五条の四第一項」に改める。

第五十二条第一号「第二百五十一条第一号」を「第二百五十二条第一号」に改める。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 菅 直人
総務大臣 片山 善博
財務大臣 野田 佳彦
経済産業大臣 海江田万里

御名 御璽
平成二十三年五月二十日
内閣総理大臣 菅 直人

法律第四十六号

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「二千四百四十元以上四千二百十円」を「二千三百二十円以上四千六百四十円」に、「四千二百十円以上一万二千二百十円」を「四千六百四十円以上一万七千七百四十円」に改め、同条第二項中「四千二百十円以上一万二

千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万七千七百四十円」に、「四千二百十円以上一万九百五十円」を「四千六百四十円以上一万五千七百七十円」に改める。

第十七条第四項第一号中「二千四百四十円」を「二千三百二十円」に改め、同項第二号イ中「一万五千八百十円」を「一万五千二百十円」に改め、同号ロ中「一万六千八百十円」を「一万五千七百三十円」に改め、同号ハ中「一万四千六百二十円」を「一万四千三百二十円」に改め、同号ニ中「一万三千六百十円」を「一万二千八百七十円」に改める。

第十八条第一項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改め、同条第三項中「二千四百四十円以上四千二百十円」を「二千三百二十円以上四千六百四十円」に、「四千二百十円以上一万二千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万七千七百四十円」に改める。

第十九条第一項第一号中「千三百八十八円」を「千二百九十五円」に改め、同条第二項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第五十六条の三第一項第一号を次のように改める。
一 次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者である者
イ 職業に就いた者（厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者を除く。）であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間と格者については同項の規定による期間と格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数）をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

ロ 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

第五十六条の三第一項第二号中「又は四十五日未満」を削り、同条第三項第一号中「一万二千二百二十円」を「一万七千七百四十円」に改め、同項第二号中「十分の三」を「十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）」に改め、同項第三号中「三十」を「四十」に改め、同号ロ中「一万二千二百二十円」を「一万七千七百四十円」に改める。

第六十一条第一項第二号中「三十五万八千八百十円」を「三十四万三千二百円」に改め、同条第七項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

附則第九條を次のように改める。
第九條 削除
附則第十五條中「平成二十一年度中に検討し、平成二十三年度において」を「引き続き検討を行い、できるだけ速やかに」に改める。

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。
第十二条第四項中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に改め、同項ただし書中「千分の二十一・五」を「千分の十九・五」に、「千分の二十二・五」を「千分の二十・五」に改め、同条第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に改め、同条第九項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中雇用保険法附則第十五条の改正規定及び附則第十條の規定 公布の日
二 第二条及び附則第九條の規定 平成二十四年四月一日

第二条 受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

第三条 旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第三十七条第三項の規定にかかわらず、前条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

第四条 高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に対する新雇用保険法第三十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者」とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合」とあるのは、「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の第四十六号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」とみなして同条の規定を適用した場合（改正法第一条の規定による改正前の法律（平成二十三年法律第四十六号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」とあるのは、「改正法」の第十七条第四項第二号に係る場合を除く。）とし、同条第二項中「第十七条第四項第二号」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号」とする。

第五条 特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者」とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する

る法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十六号。次項において「改正法」という。)

第六條 新雇用保険法第五十六條の三の規定は、施行日以後に職業に就いた同条第二項に規定する受給資格者等(以下この条において「受給資格者等」という。)に対する就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

第七條 育児休業給付金の額に関する経過措置(育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日)が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一條の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十六号。以下この項において「改正法」という。)

御名 御覽

平成二十三年五月二十日

法律第四十七号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次
第一章 総則(第一条、第二条)
第二章 特定求職者に対する職業訓練の実施(第三条、第六條)
第三章 職業訓練受講給付金(第七條、第十條)
第四章 就職支援計画の作成等(第十一條、第十三條)
第五章 雑則(第十四條、第十九條)
第六章 罰則(第二十條、第二十二條)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(介護休業給付金の額に関する経過措置)

第八條 介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日)が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一條の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十六号。以下この項において「改正法」という。)

(雇用保険率に関する経過措置)

第九條 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

内閣総理大臣 菅 直人

(定義)

第二条 この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者(雇用保険法(昭和十九年法律第十六号)第四條第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五條第一項に規定する受給資格者である者を除く)のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたとをいう。

第二章 特定求職者に対する職業訓練の実施

(職業訓練実施計画)

第三条 厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、次条第二項に規定する認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画(以下「職業訓練実施計画」という。)を策定するものとする。

2 職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定求職者の数の動向に関する事項
二 特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項
三 特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
3 厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。
4 厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

第四条 厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

- 一 職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。
二 就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。
三 その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
2 厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)が同項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
3 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。

(認定職業訓練を行う者に対する助成)

第五条 国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

(指導及び助言)

第六条 機構は、認定職業訓練を行う者に対し、当該認定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章 職業訓練受講給付金

(職業訓練受講給付金の支給)

第七条 国は、第十二條第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等(雇用保険法第十五條第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一條第二号において同じ。)を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。
2 職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。